

令和8年度 浸水被害軽減対策地質調査ほか業務委託

特 記 仕 様 書

高槻市 都市創造部 下水河川事業課

## 第1章 総 則

### 1－1 目 的

この仕様書は、高槻市都市創造部下水河川事業課（以下「発注者」という。）の施行する令和8年度浸水被害軽減対策地質調査ほか業務委託（以下「業務」という。）に関する事項を定めるものとする。

### 1－2 履行期間

契約日 から 令和9年3月31日まで

### 1－3 適 用

本業務は、特記仕様書、委託契約書及び「測量、調査及び設計業務委託必携（令和8年4月 大阪府都市整備部）」並びに関係法令に基づき施行する。

### 1－4 仕様書の適用

業務は、仕様書に従い施行しなければならない。また、仕様書に定めのない事項については別途協議するものとする。

### 1－5 業務の概要

本業務は、「令和4年度高槻中排水区浸水被害軽減対策基本設計業務委託」「令和7年度高槻中排水区分浸水被害軽減対策基本設計業務委託」の成果を踏まえ、今後実施予定である詳細設計で必要となる地質調査、国道171号の電線共同溝への影響及び国道170号の歩道橋への影響について解析を行うものである。

### 1－6 費用の負担

業務の遂行に必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

### 1－7 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 1－8 中立性の堅持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

### 1－9 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び高槻市個人情報保護条例を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### 1－10 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

### 1-1-1 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って業務委託契約書に定めるもののほか、別表に定める書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとする時はその都度承認を受けなければならない。

### 1-1-2 管理技術者及び照査技術者

- (1) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））または、下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため十分な数の技術者を配置しなければならない。

### 1-1-3 成果品の検査

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者の完了検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の間違いが発見された場合は、ただちにこの修正を行わなければならない。

### 1-1-4 引渡し

成果品の検査合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

### 1-1-5 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁との協議を必要とするとき、また、協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を延滞なく報告しなければならない。

### 1-1-6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

### 1-1-7 参考文献等の明記

業務において文献その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記するものとする。

### 1-1-8 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

### 1-1-9 内部通報に関する制度

受注者又は受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者は、本業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反する恐れのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。また受注者は契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

## 1－20 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者の協議によるものとする。

## 第2章 業務内容

本業務においては、高槻中排水分区雨水レベルアップ事業の実施設計に向けて、国道170号に関連する歩道橋及び国道171号に関連する電線共同溝への影響解析、土質ボーリング調査を実施するものとする。

### 2－1 調 査

#### (1) 土質ボーリング調査

土質ボーリング調査においては、実施設計に必要な土質調査を行い、位置、削孔長、試験項目等の調査方法を提案するものとし、調査の内容に変更が生じた場合は発注者と協議の上、設計変更の対象とする。なお、各実施箇所に対しては状況に応じて、実施に必要とされる仮囲いや仮設足場及び協議の結果必要となった交通誘導警備員等を、計上している安全費を用いて配置し、安全には万全を講ずること。また、ボーリング調査の際には、追加での室内試験を実施する可能性があるため、器具内に残った試料は可能な範囲で採取・保管を行うこと。

調査箇所は下表の6箇所を想定しているが、実施が困難である場合は、受注者が本業務委託の趣旨を踏まえた上で実施箇所の提案を行うこと。

|   | 測点名         | 想定位置                               | 備考                                                             |
|---|-------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1 | 測点①<br>(本孔) | 須賀町南交差点付近                          | 支障物近接。別件による試掘調査完了後に実施。                                         |
| 2 | 測点①<br>(別孔) | 〃                                  | 上記測点①の別孔。保持柱状図よりN値が極端に低い層が存在すると思われるためサンプリングを行う。(室内試験は一部のみ実施予定) |
| 3 | 測点㊸         | 高槻市道上田辺城西橋線<br>沿い(太陽ファルマテック<br>付近) |                                                                |
| 4 | 測点㊹         | JA たかつき駐車場付近                       |                                                                |
| 5 | 測点㊺         | 国道170号線沿い<br>(高槻中学校・高校付近)          |                                                                |
| 6 | 測点㊻         | 国道170号線沿い<br>(大阪医科薬科大学グラウ<br>ンド付近) |                                                                |

※測点名は位置図に対応

## (2) 地下埋設物調査

ボーリング調査実施箇所について必要な範囲で、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等を過年度成果品等と照合し確認すること。

### 2-2 設計計画

地盤を対象としたFEM解析

国道170号上に2か所存在する歩道橋（2断面）及び八丁畷交差点付近における電線共同溝（2断面）に関して、直下部地盤に対してFEM解析を行い、安定性の評価を行う。

### 2-3 関連管理者協議用図書作成

FEM解析に必要な管理者協議資料、その他関係機関との協議に必要な資料を作成すること。  
また、関係機関との協議の際、必要に応じて調査職員と同席すること。

### 2-4 一般事項

- (1) 業務の実施に当たって受注者は、発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打ち合せの際に相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び業務の重要な区切りにおいては打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互の確認をしなければならない。
- (3) 管理技術者は、主要な打ち合わせには必ず出席しなければならない。
- (4) 受注者は、影響解析、土質ボーリングの実施にあたり、それぞれに担当者を置かなければならない。

## 第3章 成果品

### 3-1 提出図書

成果品は以下のとおりとし、提出部数は2部とする。

- (1) 令和8年度 浸水被害軽減対策地質調査ほか業務委託 報告書  
・ 報告書 A4
- (2) その他関係図書
- (3) 打合せ議事録
- (4) 電子データ 一式

業務にて作成された成果品については、前述の提出図書のほか、電子データを収めた電子媒体（CD-R又はDVD-R等）を正副2部提出するものとする。ファイル形式等については、協議の上決定する。

## 第4章 準拠すべき図書

### 4-1 準拠すべき図書

業務の実施にあたっては、法令の定めに従い実施するほか、下記に掲げる図書等に準拠しておこなうものとする。

- (1) 地質・土質調査業務共通仕様書
- (2) 地盤調査の方法と解説（地盤工学会）
- (3) 地盤材料試験の方法と解説（地盤工学会）
- (4) 地盤工学会基準（J G S）
- (5) 日本工業規格（J I S）（経済産業省）
- (6) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設耐震計算例―管路施設編―（日本下水道協会）
- (9) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (10) 道路土工―仮設構造物工指針（日本道路協会）

#### 4－2 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

以 上